

○農林水産省告示第二千五百六十五号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十三の規定に基づき、台湾から発送されるいんどうなつめの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二

一 植物及び地域

いんどうなつめの生果実であつて、台湾で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における消毒

低温処理施設において、生果実の中心部の温度が摂氏一・二度となつた後、引き続き十四日間その温度以下で消毒されること。

四 生産地における検査及び證明

(一) 台湾植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されていいる台湾植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。
(二) (一)の植物検疫證明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア ミカン・コミバ工種群に侵されていないものであること。
イ 三の消毒が行われたものであること。

五 植物防疫官による確認
三の消毒及び四の(一)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されると。
六 こん包及びこん包場所
(一) 消毒された生果実は、ミカン・コミバ工種群の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。
(二) (一)のこん包は、ミカン・コミバ工種群の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。
(三) 各こん包又は束ねたこん包には、台湾植物防疫機関による封印がなされていること。

七 表示
三の消毒及び四の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。